

経済要録

国 内

◆日本銀行、「金融市場調節方針の変更について」を発表

日本銀行は、2月12日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること及び金融市場調節方針の変更についての公表に関し、別添のとおりとすることを決定、同日対外公表を行った。また、同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、同16日に公表したほか、12月15日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを2月17日に公表した。

記

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

(別添)

平成11年2月12日
日本銀行

金融市場調節方針の変更について

(1) 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策

決定会合において、金融市場調節方針を一段と緩和し、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

(2) わが国の経済をみると、景気の悪化テンポは、公共投資の拡大に支えられて、緩やかになってきている。今後、緊急経済対策が本格的に実施されるにつれて、景気の悪化には次第に歯止めがかかるものと見込まれる。しかし、企業や消費者の心理は依然慎重なものにとどまっており、民間経済活動は停滞を続けている。物価も軟調に推移している。景気回復への展望は依然明確でない状況にある。

金融面の動向をみると、短期金融市場取引や企業金融を巡る一頃の逼迫感は和らいでいる。しかし、長期金利が大幅に上昇し、為替相場も円高気味の展開が続いている。株価も総じて軟調に推移している。こうした市場の動きは、わが国経済の先行きに対してマイナスの影響をもたらす惧れがある。

(3) 上記のような金融経済情勢を踏まえて、日本銀行は、先行きデフレ圧力が高まる可能性

に対処し、景気の悪化に歯止めをかけることをより確実にするため、この際、金融政策運営面から、経済活動を最大限サポートしていくことが適当と判断した。

(4) 日本銀行としては、上記の金融市场調節方針のもとで、より潤沢な資金供給を行い、これを通じて、マネーサプライの拡大を促すとともに、落ち着きを取り戻しつつある短期金融市场の安定に引き続き万全を期していく考え方である。

(5) 金融市场調節の具体的な運営に当たっては、短期金融市场の機能の維持に配意しつつ、従来と同様に短期の調節手段を用いて、より潤沢な資金の供給に努めていく考えである。なお、そのなかで、国債を対象とするレポ・オペ（国債を見合いに短期の資金供給を行うオペレーション）については、従来以上に、積極的に活用していく方針である。

また、長期国債の買い切りオペレーションについては、これまでと同様の頻度、金額で実施していく考えである。

(6) 日本経済を、しっかりととした景気回復の軌道に乗せていくためには、金融・財政面からの下支えだけでなく、金融システム対策や構造改革を着実に進めていくことが重要である。日本銀行としては、今回の金融緩和措置が、それら関係各方面の取り組みと相俟って、日本経済の直面する課題の克服に資することを強く期待する。

◆日本銀行、「企業金融支援のための臨時貸出制度の適用金利変更について」を発表

日本銀行は、2月12日、政策委員会・金融政策決定会合において、企業金融支援のための臨時貸出制度（その内容については、『日本銀行調査月報』1999年1月号「経済要録」参照）の適用金利の変更を決定し、これを別紙のとおり公表した。

別紙

平成11年2月12日
日本銀行

企業金融支援のための臨時貸出制度の適用金利変更について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、企業金融支援のための臨時貸出制度の適用金利を現行の年0.5%から年0.25%に変更することを決定した。これは、同会合において別途決定した金融市场調節方針の変更を踏まえた措置である。

変更後の適用金利は、次回貸付実行日である本年2月22日から適用する。なお、既に実行されている貸付についても、期限前返済がなされれば、次の貸付実行日において、変更後の金利により新たに貸付を行うものとするほか、昨年12月21日に実行した貸付については、期限前返済がなくとも、本年3月23日に行う手形書替に際し、変更後の金利を適用する。

◆日本銀行、「社債等を担保とする手形買入基本要領」等を制定

日本銀行は、2月12日、政策委員会・金融政策決定会合において、10年11月に決定、公表された「最近の企業金融を踏まえたオペ・貸出面の措置について」（その内容については、『日本銀行調査月報』1999年1月号「経済要録」参照）に示された方針を踏まえ、下記の基本要領を定めることを決定し、これを公表した。また、日本銀行は、同日付けで買入対象先の公募を開始し、選定結果を3月10日に公表した。

記

1. 社債等を担保とする手形買入基本要領……
別紙1
2. 社債等を担保とする手形買入における買入
対象先選定基本要領……別紙2

別紙1

「社債等を担保とする手形買入基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融調節において民間企業債務を一層活用していく趣旨から、社債および証券貸付債権を根担保として、金融機関等が振出す手形の買入を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入店

本店（業務局）とする。

3. 買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第5号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 買入対象

買入先が自己を受取人および支払人として振出し引受を完了した為替手形であって、満期日が買入日の翌日から起算して3か月以内に到来するものとする。

5. 買入方式

手形の買入は割引の方法により行うこととし、割引率はこれを入札に付してコンベンショナル方式により決定する。

6. 買入日および買入金額等

買入日、買入金額、買入先その他買入を行うために必要な具体的な事項については、金融市場の情勢等を勘案して買入のつど決定する。

7. 担保の種類

民間企業が債務者である適格社債および適格証券貸付債権を、この基本要領に基づく手形の買入により生ずる総ての債権の根担保として、買入対象先から差入れさせるものとする。

8. 担保価額

7. の定めにより買入対象先から差入れさせる担保の価額は、次により算定する。

(1) 社債

額面額の100／130以内

(2) 証書貸付債権

残存元本額の100／135以内

とができること

3. 買入対象先の選定頻度

買入対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

9. その他

この基本要領は、平成11年2月12日から実施する。

別紙2

「社債等を担保とする手形買入における
買入対象先選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「社債等を担保とする手形買入基本要領」(平成11年2月12日付政委第12号別紙1.、以下「買入基本要領」という。)に規定する買入対象先(以下「買入対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入対象先の選定基準等

(1) 買入対象先の選定に当っては、買入対象先となることを希望する先を公募する。

(2) 買入対象先については、(1)の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、本行本店の当座預金取引先であること
ロ、信用力が十分であること
ハ、買入基本要領7.に定める種類の担保を根担保として一定金額以上差入れること

4. 買入対象先の遵守事項等

(1) 買入対象先の公募に際しては、次に掲げる買入対象先としての遵守事項を明示する。

イ、本行の社債等を担保とする手形買入に積極的に応札すること
ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること
ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 買入対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

5. その他

(1) この基本要領は、平成11年2月12日から実施する。

(2) この基本要領に基づく第2回目の買入対象先の選定に関しては、3.に拘わらず、第1回目の選定から6ヶ月程度の期間を経た後に行うこととする。

◆金融再生委員会、「金融機関等から整理回収機構への資産買取の基準について」を公表

金融再生委員会は、2月25日、「金融機関等から整理回収機構への資産買取の基準について」

を公表した（3月4日告示）。その内容は、以下のとおり。

I. 趣旨

預金保険機構又は整理回収機構は、①被管理金融機関、②協定承継銀行、③特別公的管理銀行、④その他の金融機関から資産を買い取ることができる。

金融再生法上、資産の買取りには、金融再生委員会の承認が必要であり、金融再生委員会は、当該資産の買取りの価格を定める基準、及び承認を行うための基準を予め定め公表することとされている。

II. 基準の内容

買取り価格の基準（第1条関連）

○ その資産が回収不能となる危険性、当該資産の買取り及び回収のために必要な事務費その他の費用等を勘案して、適正な手続きを経て定めた額

買取り承認の基準（第2条関連）：買取りの対象資産

（1）被管理金融機関、協定承継銀行、特別公的管理銀行の場合

- ① 資産判定基準に照らして、保有する資産として適当でないと認められる資産
- ② 被管理金融機関、協定承継銀行、特別公的管理銀行の管理の終了に必要と認められる資産

（2）一般の金融機関等の場合

- ① 原則として、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先債務者に対する貸出金（当該貸出金に付随する仮払金、未収利息等も対象）
- ② 以下の貸出金は、原則として買取り対象から除外

- i) 個人向け等の少額（1000万円未満）の貸出金
- ii) 公共的な性格の強い法人（医療法人、社会福祉法人等）に対する貸出金
- iii) 債権及び担保の存在等について係争中の貸出金
- iv) 和議、会社更生等、法的整理手続き中の債務者に係る貸出金
- v) 非居住者向け貸出金及び海外に所在する不動産が担保となっている貸出金

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を発表

日本銀行は、2月25日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また、1月19日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを3月2日に公表した。

記

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、前回金融政策決定会合（2月12日）時点。

(別添)

平成11年2月25日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下の通りである。

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一

層の低下を促す。

（注）「当初」とは、前回金融政策決定会合（2月12日）時点。

◆経済戦略会議、「日本経済再生への戦略」について

経済戦略会議は、2月26日、10年8月から14回にわたる会合で検討された成果を取りまとめ、これを「日本経済再生への戦略」と題する答申として内閣総理大臣に提出した。答申では、日本経済の再生に向けた基本戦略として、①経済回復シナリオと持続可能な財政への道筋、②「健全で創造的な競争社会」の構築とセーフティ・ネットの整備、③バブル経済の本格的清算と21世紀型金融システムの構築、④活力と国際競争力のある産業の再生、⑤21世紀に向けた戦略的インフラ投資と地域の再生、の5点が提示されている。

◆現行金利一覧 (11年3月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期() 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.500	10. 9.16 (1.625)
長期プライムレート	2.6	11. 3.10 (2.9)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	2.60	11. 3.10 (2.90)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	2.60	11. 3.10 (2.90)
・住宅金融公庫	2.20	10.12.28 (2.00)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	1.20	11. 1.27 (0.70)
(期間5年~7年)	1.65	11. 2.17 (1.70)
(期間7年以上)	2.10	11. 2.17 (2.20)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(11年3月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)		〈3月債〉 応募者利回り(%) <u>1.836</u> 表面利率(%) <u>1.9</u> 発行価格(円) <u>100.54</u>	〈2月債〉 1.853 1.9 100.39
割引国債(5年)		〈1月債〉 応募者利回り(%) 1.353 同税引後(%) 1.101 発行価格(円) 93.50	〈11月債〉 0.662 1.101 93.50
政府短期証券(60日)		〔11年2月17日発行分～10年9月14日発行分〕 応募者利回り(%) <u>0.074</u> 割引率(%) <u>0.075</u> 発行価格(円) <u>99.9877</u>	0.175 0.175 99.9712
政府保証債(10年)		〈3月債〉 応募者利回り(%) <u>2.160</u> 表面利率(%) <u>2.1</u> 発行価格(円) <u>99.50</u>	〈2月債〉 2.000 2.0 100.00
公募地方債(10年)		〈3月債〉 応募者利回り(%) <u>2.200</u> 表面利率(%) <u>2.2</u> 発行価格(円) <u>100.00</u>	〈2月債〉 2.048 2.0 99.60
利付金融債(3年物)		〈3月債〉 応募者利回り(%) <u>0.700</u> 表面利率(%) <u>0.7</u> 発行価格(円) 100.00	〈2月債〉 1.200 1.2 100.00
利付金融債(5年物)		〈3月債〉 応募者利回り(%) <u>1.700</u> 表面利率(%) <u>1.7</u> 発行価格(円) 100.00	〈2月債〉 2.000 2.0 100.00
割引金融債		〈3月後半債〉 応募者利回り(%) <u>0.250</u> 同税引後(%) <u>0.210</u> 割引率(%) <u>0.24</u> 発行価格(円) <u>99.75</u>	〈3月前半債〉 0.351 0.290 0.34 99.66

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国連邦準備制度理事会(FRB)、経済見通しおよび金融政策運営等に関する報告書を議会に提出、併せてグリーンスパン議長、上下両院の銀行委員会で証言

グリーンスパンFRB議長は、先般、「1978年完全雇用および均衡成長法（いわゆるハンフリー・ホーキンス法）」に基づき、経済見通しおよび金融政策運営等に関する半期に一度の報告書を議会に提出し、併せて上院および下院の銀行委員会（各2月23、24日）において議会証言を行った。概要は、以下のとおり。

1. 総括

昨年の米国経済は、再び素晴らしいパフォーマンスを示した。海外経済の悪化や米国内での金融混乱にもかかわらず、実質GDPは3年連続して4%近く成長した。また、タイトな労働市場の中にあってインフレ率は数十年のうちで最も低い水準にまで低下した。こうした良好なパフォーマンスは持続可能だろうか。多くの点で、米国経済の基礎的な条件（fundamental underpinnings）は堅調である。柔軟な市場や連邦政府の財政黒字化によって最先端技術を持つ資本ストックの蓄積が促された。それが生産性の急上昇を生み出し、インフレ抑制につながった。

しかし、8年に及ぶ景気拡大を経て、米国経済は多くの面で伸びきっているように見え（appears stretched in a number of dimensions）、

これはアップサイド、ダウンサイド両方にかなりのリスクがあることを示している。つまり、生産の拡大によって、労働資源の利用率は上昇しており、労働生産性が一段と上昇しなければ、インフレの上昇なしに最近の支出の堅調な拡大は維持し得ない。また、株価は、過大評価の疑いを生むには十分過ぎるほど高い。さらに、経常収支赤字を映じて対外債務が積み上がっている裏で、家計部門と企業部門の負債は急増している。また、米国経済は、海外情勢の急変に対して、引き続き脆弱である。こうしたリスクがある下では、経済成長を妨げ得るような不均衡や歪みを認知した際には、金融政策はどちらの方向にもすばやく動けるよう準備しておく必要がある。

2. 最近の経済動向

昨年の米国経済の特徴は設備投資の急拡大が続いたことであった。企業部門が生産性を上昇させたことは、人々の期待企業収益に対する楽観的な見方を助長し、株価は一段と上昇した。家計資産の増加は、実質所得の増加やモーゲージ金利の低下とともに、消費と住宅投資を押し上げた。さらに、民間部門の良好なパフォーマンスは、連邦財政収支の改善に寄与した。一方、経常赤字の拡大に伴い、対外純債務は急増した。

FOMCは、昨年9月以降、海外経済が一段と悪化したことおよび、金融環境が景気支持的でなくなったことが米国経済へ及ぼす影響を緩和するために、3回の金融緩和を行った。こう

した政策は、景気見通しに伴うリスクをバランスさせるために採られたが、その結果、金融市場はかなり回復した。F R B は、これらの一連の金融緩和の程度が適切であったかどうか、常に評価し続けなければならない。

現状のところ、内需、雇用、生産は引き続き堅調である。99／1 Q の成長率はやや鈍化するであろうが、労働市場は引き続き非常にタイトで景気拡大のモメンタムは維持されている。一方、海外情勢はまちまちである。タイや韓国などいくつかの東アジアの国々では、安定と景気回復の兆候が現れてきた。もっとも、東アジア以外には、それほど希望が持てない新興経済もある。

3. 経済見通し

今年の米国経済は堅調を維持するであろうが、昨年に比べれば景気拡大テンポは鈍化し、インフレは幾分高まるであろう。企業の設備ストック、住宅ストック、家計の耐久財ストックは、売上や家計所得の伸びに対して非常に高い水準まで増加しており、これらに対する支出が幾分鈍化するというのは合理的な見通しとみられる。さらに、家計支出の急拡大の背景である株価の急上昇が、繰り返されると考えにくい。また、原油や輸入物価の低下による購買力の上昇が、今年も繰り返されることはないであろう。このように総需要の伸びが鈍化すると仮定すると、今後一年間にコアベースでみたインフレ圧力が大きく増加することはまずないであろう。

こうした見通しは、いくつかのリスクを伴っている。ダウンサイドでは、今年初のブラジルでの出来事が示すような、海外経済、金融市場の不安定化のリスクがある。また、いくつかの米国の主要貿易相手国には、景気の鈍化の兆しがみられる。さらに、収益マージンの低下圧力

が高まり、設備稼働率がさらに低下すれば、特に製造業において設備投資の伸びがかなり減速する可能性がある。また企業収益が下方修正されるのに伴い、株式投資の魅力が薄らぐ可能性がある。株価が下落すれば、設備投資の鈍化の程度が大きくなるほか、資産効果を通じて個人消費も抑制され得る。

一方、アップサイドに関しては、米国経済は、ここ数年驚くべき堅調さを示してきた。過去であればインフレが加速したような労働資源の高い利用率の下で、インフレが非常に落ち着いていたため、この「好循環（virtuous cycle）」は持續し得た。近年インフレが加速しなかったのは、一時的な要因とより永続的な変化の組み合わせによる。一時的な要因のうち、原油価格、国際商品市況、輸入物価の下落が今後も続くとは見通し難い。しかし同時に、最近の経験は、過去に比べ経済のインフレ傾向が弱くなっていることを示しているようである。

数年前、インフレが落ち着いている重要な要因として、雇用不安感（worker insecurity）を指摘したが、最近のインフレの落ち着きに関しては、労働者サイドより雇用者サイドの要因の方が大きいかもしれない。企業は価格設定力を失っており、現行の価格で維持可能な以上には賃金を上げたくない感じている。70年代、80年代には、企業は名目賃金が上昇した場合、生産コストを抑制するような設備投資を行うよりも、それを価格に転嫁する方が、簡単で収益性が高いと考えていた。しかし、ここ数年は、価格への転嫁ができない一方、新技術は、設備投資をより収益性の高いものとし、資本の労働代替を10～20年前に比べ、かなり生産性の高いものとした。さらに、近年の低インフレはインフレ期待を変化させ、ある程度自己増強的になった。

労働者はもはや、実質賃金のかなりの増加を享受するために名目賃金の急上昇が必要とは考えていません。

しかしながら、ここ数年、生産性の上昇テンポは高まったが、内需が非常に強いため、資本の労働代替が進んでも、利用可能な労働者を急速に使い果たしてしまう恐れがある。このような状況は、労働市場と労働コストにいずれプレッシャーを与えることとなり、インフレ見通しにとって重要なアップサイドリスクとなる。

4. マネーとクレジットのレンジ

FOMCは前回証言時のマネーのレンジを維持することにした。ここ数年と同様、FOMCはマネーのレンジを、歴史的に典型的な流通速度を前提とした場合に、物価の安定と持続可能な経済成長を達成できるようなベンチマークとして理解している。

5. FOMCのディスクロージャー政策

FOMCは、昨年12月の会合で、金融政策の即時変更を行わない時でも、景気見通しに関するリスクのバランスや、ありうる将来の政策の方向に関する、FOMCの見方の大きな変化を対外的に伝えたい場合には、会合の後に直ちにステートメントを発表することとした。このようなステートメントは、政策変更の余地に関するバイアス（tilt of the directive）を変更した全ての場合に行う必要はない。むしろ、即時の政策変更は必要としないまでも、FOMCのコンセンサスが明らかに大きく変化し、対外的な説明を行わないと金融政策の見通しに関して市場をミスリードするリスクがある場合のために、このオプションを持っておくつもりである。

6. 2000年問題

2000年問題に対するFed、金融機関の取組みに関しては、今のところ良い印象を持っている。Fedでは、103の重要なアプリケーションのうち、101の修正とテストを終え、残り2つも3月末までに交換する。予防的な対応としては、現金の在庫を99年後半に、3分の1増やして約2000億ドルとし、さらに必要であれば、他の臨時対応措置も採ることにしている。また銀行業界についても、99/1Q末までに全金融機関が2000年問題に関する2回の当局による検査を受ける予定となっている。

(別添)

図表1. 主要経済見通しの推移

	(第4四半期前年比、失業率は第4四半期平均、単位%)			
	1997年 (実績)	1998年 (実績)	1999年 98/7月 → 99/2月	
実質GDP	3.8	4.1	2.0~2.5	2.5~3.0
CPI総合	1.9	1.5	2.0~2.5	2.0~2.5
失業率	4.7	4.4	4.50~4.75	4.25~4.5

(注) 1. 実質GDPは連鎖ウェイト方式(92年ベース)。

2. CPI総合は都市部全人口ベース、失業率は軍人を除くベース。

図表2. マネー・サプライのレンジの推移

	(第4四半期対比年率、単位%)			
	1997年 (実績)	1998年 (実績)	1999年 98/7月 → 99/2月	
M2	5.8	8.5	1.0~5.0	1.0~5.0
M3	8.8	11.0	2.0~6.0	2.0~6.0
国内非金融部門 負債残高 (モニタリング・レンジ)	5.0	6.3	3.0~7.0	3.0~7.0

◆バーゼル銀行監督委員会、市中協議用ペーパー「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言」の公表について

バーゼル銀行監督委員会は、2月24日、証券

監督者国際機構（IOSCO）専門委員会と共同で、市中協議用ペーパー「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言（原題：Recommendation for Public Disclosure of Trading and Derivatives of Activities of Banks and Securities Firms）」を公表した（プレス・ステートメントについては、『日本銀行調査月報』1999年3月号参照）。

◆台湾中央銀行、預金準備率を引き下げ

台湾中央銀行は、2月20日、預金準備率の引き下げ（引き下げ幅▲0.35～▲3.75%）を実施した。

	当座預金	普通預金	定期預金	貯蓄預金	
				普通	定期
1998年9月29日実施	18.75 ↓	16.75 ↓	7.35 ↓	9.25 ↓	5.35 ↓
1999年2月20日実施	15.00	13.00	7.00	5.50	5.00
引き下げ幅	(▲3.75)	(▲3.75)	(▲0.35)	(▲3.75)	(▲0.35)

◆フィリピン中央銀行、政策金利を引き下げ

フィリピン中央銀行は、3月8日、主要翌日物金利の引き下げ（借入金利12.50%→12.25%、貸出金利14.50%→14.25%）を実施した。

◆中国、第9期全国人民代表大会第2回全体会議を開催

中国では、3月5日から15日にかけて、第9期全国人民代表大会（全人代）第2回全体会議が開催された。同会議において政府が提示した99年のマクロ経済目標は、以下のとおり（なお、実質GDP成長率については、従来の「目標」から「予測」との位置付けに変更）。

（財政赤字と失業率以外は、前年比 %）

	97年 (実績)	98年 (実績)	99年 (目標)
実質GDP成長率	8.8%	7.8%	7%前後
固定資産投資	10.1%	14.1%	12%前後
輸出入総額	12.2%	△0.4%	若干増加
小売物価上昇率	0.8%	△2.6%	2%以下
消費者物価上昇率	2.8%	△0.8%	4%以下
財政赤字	560億元	960億元	1,503億元
人口増加率	1.01%	0.95%	1.01%
失業率（都市部）	3.1%	3.1%	3.5%前後

◆ブラジル中央銀行、政策金利を一本化した上で引き上げ

ブラジル中央銀行は、3月4日、政策金利を市場介入翌日物レート（SELIC）に一本化し、これまでの銀行救済金利（TBN）と基準貸出金利（TBC）の適用を廃止した。また、翌5日、同政策金利（SELIC）の引き上げ（39%→45%）を実施した。